

平成27年 5月18日

国土交通省九州地方整備局
長崎河川国道事務所

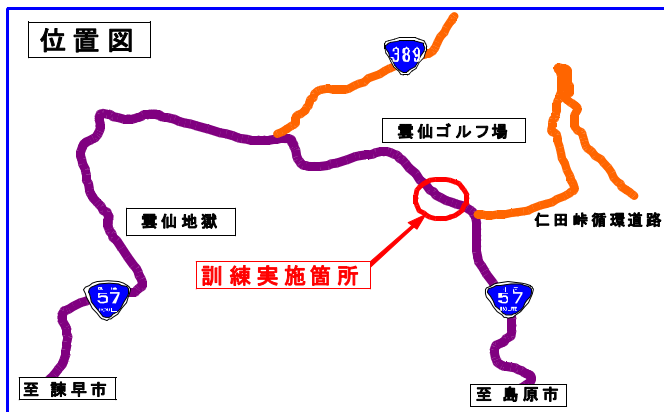
災害の発生に備えて 通行規制(遮断機操作)訓練を実施します

～ 豪雨等に備えて ～

国土交通省長崎河川国道事務所が管理する国道57号の雲仙地区における事前通行規制区間【豪雨時に災害発生の恐れが高い区間】において、大雨時等に通行止めの必要が生じた場合に、迅速に道路を遮断し人命の安全を図ることを目的とした通行規制(遮断機操作)訓練を実施します。

※長崎県内の国土交通省が管理する道路で、事前通行規制区間が2カ所存在します。
当該区間を一般の方々に知って頂くために是非取材にお越し下さい。
なお、当日取材していただく記者の方々用の駐車場をご用意しておりますので、取材に来られる際は事前に電話にてご連絡願います。

- 日 時 平成27年 5月20日(水)
14:00～15:00 遮断機操作訓練
- 場 所 国道57号 雲仙市小浜町大字雲仙字池ノ原
(雲仙ゴルフ場前)
- 参加人数 約25名(長崎河川国道事務所職員他)
- 訓練内容 情報伝達訓練及び遮断機操作訓練



【問合せ先】 国土交通省九州地方整備局
長崎河川国道事務所 技術副所長
道路管理第一課 課長 横山 浩
電話 095-839-9211(代表) 右近 淳一郎

事前通行規制区間について

■事前通行規制区間とは

大雨等による土砂崩れや落石等の恐れがある区間について、過去の記録などをもとに、規制の基準を定めて、災害が発生する前に「通行止」を実施し、道路を利用される方の安全を確保します。

■長崎河川国道事務所管理区間における事前通行規制箇所

区 間	延長	雨量観測所	危険内容	担当出張所	指定年度
① 南島原市深江町甲字 ^{はざま} 碓 雲仙市小浜町雲仙字宝原 ^{ほうぼる}	8.2km	俵石	斜面崩壊 落石	小浜 維持出張所	S48
② 雲仙市小浜町雲仙字札ノ原 ^{ふだのはら} 雲仙市小浜町南木指字流し合 ^{みなみきさし ながれあい}	4.0km	札の原	斜面崩壊 落石	小浜 維持出張所	S48

